

令和 5 年 6 月  
令和 5 年 第 3 回 栃木 市議会 定例会  
議案 説明 書

栃木市

番 号	件 名	
報告第 2号	令和4年度栃木市一般会計継続費繰越計算書	
報告第 3号	令和4年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書	
報告第 4号	令和4年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書	
報告第 5号	令和4年度栃木市水道事業会計予算繰越計算書算	
報告第 6号	令和4年度栃木市下水道事業会計予算繰越計算書	
報告第 7号	令和4年度栃木市一般会計事故繰越し繰越計算書	
報告第 8号	放棄した債権の報告について	
報告第 9号	一般財団法人栃木市農業公社の令和5年度事業計画書の提出について	
議案第58号	令和5年度栃木市一般会計補正予算（第3号）	別冊
議案第59号	令和5年度栃木市一般会計補正予算（第4号）	別冊
議案第60号	令和5年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第61号	令和5年度栃木市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第62号	栃木市シェアサイクル条例の制定について	1
議案第63号	栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について	2
議案第64号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	18
議案第65号	栃木市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について	24
議案第66号	栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について	28
議案第67号	佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う 財産処分について	32
議案第68号	佐野市へのし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託について	34
議案第69号	財産の取得について（栃木市消防本部・栃木市消防署備品（事務用品））	36
議案第70号	財産の取得について（高規格救急自動車）	38
議案第71号	工事請負契約の締結について（高機能消防指令センター整備工事）	39
議案第72号	公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて	44

(市街地整備課)

議案第 62 号

## 栃木市シェアサイクル条例の制定について

### 提案理由

栃木市シェアサイクルを設置するに当たり、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、栃木市シェアサイクル条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

### [参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 以下略

(税務課)

議案第63号

## 栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について

### 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

### ◎改正の概要

1 森林環境税に関する規定を加えること。

(第34条の9、第38条、第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6関係)

2 個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に関する規定の整備を行うこと。(第36条の3の2関係)

3 軽自動車税の種別割の税率に関する規定の整備を行うこと。

(第82条関係)

4 地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合を改めること。(附則第10条の2関係)

5 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に関する規定の整備を行うこと。(附則第15条の2関係)

6 軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する規定の整備を行うこと。(附則第16条の2関係)

### [参照条文]

議案第62号と同じ。

議案第63号（税務課）

栃木市税条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 略

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納稅義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納稅義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納稅義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 略

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

## 改 正 案

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

### 第34条の9 略

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。

### 3 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

### 第36条の3の2 略

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

- 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたもの

## 現 行

- 4 紙とし、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

### （個人の市民税の徴収の方法）

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。

### 2 略

### （個人の市民税の納税通知書）

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあっては特別徴収の方法によつて徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあっては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

### （給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支

## 改 正 案

とみなす。

- 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。
- 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

### （個人の市民税の徴収の方法等）

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 略

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

### （個人の市民税の納税通知書）

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

### （給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支

現 行
<p>払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。</p>
<p>(1)・(2) 略</p>
<p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p>
<p>3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>
<p>4 略</p>
<p>5 紳税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申</p>

## 改 正 案

払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)・(2) 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をした

現	行
	出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。
6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収された旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなつた場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときには、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。	
	(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)
第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。	
2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。	

## 改 正 案

ときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30までの間において給与の支払を受けないこととなつた場合には、その者に対してその年の5月31までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときには、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

現	行
(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)	
第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。	
<p>(1) 略</p> <p>(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないと認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。</p>	
(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)	
第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。	

## 改 正 案

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

- (1) 略
  - (2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないと認められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

現	行
2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の <u>方法によって徴収されないこと</u> となつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、 <u>法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。</u>	
(種別割の税率)	
第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。	
(1) 原動機付自転車	
ア～ウ 略	
エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円	
附 則	
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	
第10条の2 略	
2～20 略	

## 改 正 案

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

### （種別割の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

#### (1) 原動機付自転車

##### ア～ウ 略

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

### 附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

#### 第10条の2 略

#### 2～20 略

現	行
---	---

21 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は0とする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 略

2・3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

## 改 正 案

21 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 略

2・3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(建築指導課)

議案第 64 号

## 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

### 提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

### ◎改正の概要

建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料等を定め、並びに一団地の総合的設計制度等に係る手数料の名称及び区分を改めること。

(別表第 2 関係)

### [参照条文]

議案第 62 号と同じ。



## 議案第64号（建築指導課）

## 栃木市手数料条例の一部を改正する条例

現 行				
別表第2（第2条関係）				
手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額		
1～10の3 略	略	略		
11 法第51条ただし書 (法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可	特殊建築物等敷地許可申請手数料	160,000円		
12～16 略	略	略		
17 法第55条第3項各号の規定に基づく許可	建築物の高さの許可申請手数料	160,000円		
18・19 略	略	略		
19の2 法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく許可	特例容積率適用地区内における建築物の高さの最高限度の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円		
20～32 略	略	略		
33 法第86条第2項の規定に基づく認定	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 60%;">建築物の数が1である場合</td> <td style="padding: 5px;">78,000円</td> </tr> </table>	建築物の数が1である場合	78,000円
建築物の数が1である場合	78,000円			

改 正 案

別表第2（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1～10の3 略	略	略
11 法第51条ただし書 (法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可	特殊建築物等敷地許可申請手数料	160,000円
11の2 法第52条第6項 第3号の規定に基づく認定	建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
12～16 略	略	略
17 法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく許可	建築物の高さの許可申請手数料	160,000円
18・19 略	略	略
19の2 法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく許可	特例容積率適用地区内における建築物の高さの最高限度の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
19の3 法第58条第2項 の規定に基づく許可	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
20～32 略	略	略
33 法第86条第2項の規定に基づく認定	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	78,000円
	建築物（既存建築物を除く。 以下この項において同じ。） の数が1である場合	

現 行			
	略		
34・35 略	略		
36 法第86条の2第1項 の規定に基づく認定	<p><u>一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料</u></p> <table border="1"> <tr> <td>建築物の数が1である場合</td><td>78,000円</td></tr> </table>	建築物の数が1である場合	78,000円
建築物の数が1である場合	78,000円		
	略		
37 法第86条の2第2項 又は第3項の規定に基づく 許可	<p><u>一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の 建築に関する特例許可申請手数料</u></p> <table border="1"> <tr> <td>建築物（一敷地内認定建築物 又は一敷地内許可建築物を除 く。以下この項において同 じ。）の数が1である場合</td><td>238,000円</td></tr> </table>	建築物（一敷地内認定建築物 又は一敷地内許可建築物を除 く。以下この項において同 じ。）の数が1である場合	238,000円
建築物（一敷地内認定建築物 又は一敷地内許可建築物を除 く。以下この項において同 じ。）の数が1である場合	238,000円		
	略		
38～52 略	略		

改 正 案

	略				
34・35 略	略				
36 法第86条の2第1項 の規定に基づく認定	<p><u>一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建 築物の増築等の認定申請手数料</u></p> <table border="1"> <tr> <td>建築物（増築等を行わない一 敷地内認定建築物を除く。以 下この項において同じ。）の 数が1である場合</td><td>78,000円</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table>	建築物（増築等を行わない一 敷地内認定建築物を除く。以 下この項において同じ。）の 数が1である場合	78,000円	略	
建築物（増築等を行わない一 敷地内認定建築物を除く。以 下この項において同じ。）の 数が1である場合	78,000円				
略					
37 法第86条の2第2項 又は第3項の規定に基づく 許可	<p><u>一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築 物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築 物の増築等に関する特例許可申請手数料</u></p> <table border="1"> <tr> <td>建築物（増築等を行ない一 敷地内認定建築物又は増築等 を行わない一敷地内許可建築 物を除く。以下この項におい て同じ。）の数が1である場 合</td><td>238,000円</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table>	建築物（増築等を行ない一 敷地内認定建築物又は増築等 を行わない一敷地内許可建築 物を除く。以下この項におい て同じ。）の数が1である場 合	238,000円	略	
建築物（増築等を行ない一 敷地内認定建築物又は増築等 を行わない一敷地内許可建築 物を除く。以下この項におい て同じ。）の数が1である場 合	238,000円				
略					
38～52 略	略				

(文 化 課)

議案第 65 号

栃木市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市蔵の資料館「古久磯提灯店見世蔵」を廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市歴史民俗資料館条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

栃木市蔵の資料館「古久磯提灯店見世蔵」を削ること。

(第 2 条及び別表第 1 関係)

[参照条文]

議案第 62 号と同じ。



議案第65号（文化課）

栃木市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

現 行

(名称及び位置)

第2条 資料館は、歴史民俗資料館及び郷土資料館の施設をもって構成し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
略	略
栃木市岩舟石の資料館	栃木市岩舟町鶯巣500番地15
栃木市蔵の資料館「古久磯提灯店見世蔵」	栃木市万町7番1号
略	略

別表第1（第4条関係）

区分	開館時間	休館日
略	略	略
栃木市岩舟石の資料館	午前9時から午後5時まで	(1) 月曜日（ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日） (2) 休日の翌日（ただし、この日が日曜日、土曜日又は休日に当たる場合を除く。） (3) 12月28日から翌年1月4日までの日
栃木市蔵の資料館「古久磯提灯店見世蔵」	午前9時から午後5時まで	(1) 月曜日（ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日） (2) 休日の翌日（ただし、この日が日曜日、土曜日又は休日に当たる場合を除く。） (3) 12月29日から翌年1月3日までの日 (4) 館内整理、展示替えの期間
略	略	略

## 改 正 案

(名称及び位置)

第2条 資料館は、歴史民俗資料館及び郷土資料館の施設をもって構成し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
略	略
栃木市岩舟石の資料館	栃木市岩舟町鶯巣500番地15
略	略

別表第1 (第4条関係)

区分	開館時間	休館日
略	略	略
栃木市岩舟石の資料館	午前9時から午後5時まで	<p>(1) 月曜日（ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日）</p> <p>(2) 休日の翌日（ただし、この日が日曜日、土曜日又は休日に当たる場合を除く。）</p> <p>(3) 12月28日から翌年1月4日までの日</p>
略	略	略

(総務人事課)

議案第 66 号

栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少  
及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

提案理由

令和 5 年 9 月 30 日をもって佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退するため、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるもの。

◎変更の概要

佐野地区衛生施設組合を削ること。（別表第 1 及び別表第 2 関係）

[参照条文]

地方自治法抜粋

（組織、事務及び規約の変更）

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項の

みに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

## 2 略

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

栃木県市町村総合事務組合規約抜粋

(組合を組織する地方公共団体)

第3条 組合は、別表第1に掲げる地方公共団体（以下「組織市町村等」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第4条 組合の共同処理する事務は次に掲げる事務とし、別表第2の左欄に掲げる事務の区分に応じ、同表右欄に掲げる組織市町村等の当該事務を共同処理する。

(1)・(2) 略

(3) 地方自治法第204条第2項に規定する常勤の職員に対する退職手当の支給

(4) 以下略

議案第66号（総務人事課）

栃木県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

現	行
---	---

別表第1（第3条関係）

宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市  
 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀  
 町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 **那須地区広域行政事務組合**  
**佐野地区衛生施設組合** 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区  
 消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合  
 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都  
 宮西中核工業団地事務組合 栃木県後期高齢者医療広域連合 那須地区消防組合

別表第2（第4条関係）

共同処理する事務	共同処理する組織市町村等
略	略
第4条第3号に掲げる事務	栃木市 佐野市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 <b>那須地区広域行政事務組合</b> <b>佐野地区衛生施設組合</b> 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 那須地区消防組合
以下略	以下略

改 正 案

別表第1（第3条関係）

宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市  
 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀  
 町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 **那須地区広域行政事務組合**  
**黒磯那須共同火葬場組合** 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水  
 道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸  
 売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組  
 合 栃木県後期高齢者医療広域連合 那須地区消防組合

別表第2（第4条関係）

共同処理する事務	共同処理する組織市町村等
略	略
第4条第3号に掲げる事務	栃木市 佐野市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩 原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市 貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 <b>那須地区広域行政事務組合</b> 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環 境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区 広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸 売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西 中核工業団地事務組合 那須地区消防組合
以下略	以下略

(総務人事課)

議案第 67 号

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退する  
ことに伴う財産処分について

提案理由

令和 5 年 9 月 30 日をもって佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退するため、栃木県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち退職手当支給事務にかかる財産処分について、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(財産処分)

第 289 条 第 286 条、第 286 条の 2 又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条（第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

栃木県市町村総合事務組合負担金等条例抜粋

(負担金の還付又は追徴)

第10条 組織市町村等が退職手当支給事務を共同処理したこととなった場合においては、すでに当該組織市町村等が納付した一般負担金、特別負担金及び納付金（以下「負担金等」という。）の総額と、その都度組合議会が議決で定める事務費に相当する金額及び当該組織市町村等の職員に支給した退職手当の総額の合計額とを比較して、当該負担金等の総額が多い場合にはその差額を還付し、少ないときはその差額を追徴するものとする。

2 略

(クリーン推進課)

議案第 68 号

佐野市へのし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託について

提案理由

栃木市のし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務を佐野市に委託することについて協議したいので、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(協議会の設置)

第 252 条の 2 の 2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 略

3 第 1 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 以下略

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 略

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

(消防総務課)

議案第 69 号

## 財産の取得について

### 提案理由

栃木市消防本部・栃木市消防署新庁舎において必要な庁用備品（事務用品）を購入することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

### 〔参考条文〕

#### 地方自治法抜粋

##### (議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

#### 栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

##### (議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決に付さ

なければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(警防課)

議案第70号

財産の取得について

提案理由

栃木市消防署藤岡分署に配備中の高規格救急自動車1台が老朽化したため、  
高規格救急自動車1台を購入することについて、地方自治法第96条第1項  
第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参考条文]

議案第69号と同じ。

(通信指令課)

議案第 71 号

### 工事請負契約の締結について

#### 提案理由

工事請負契約を神奈川県川崎市高津区末長3丁目3番17号株式会社富士通ゼネラル情報通信ネットワーク営業部部長新田洋司と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

#### [参照条文]

##### 地方自治法抜粋

###### (議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

###### (議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規

定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(参考)

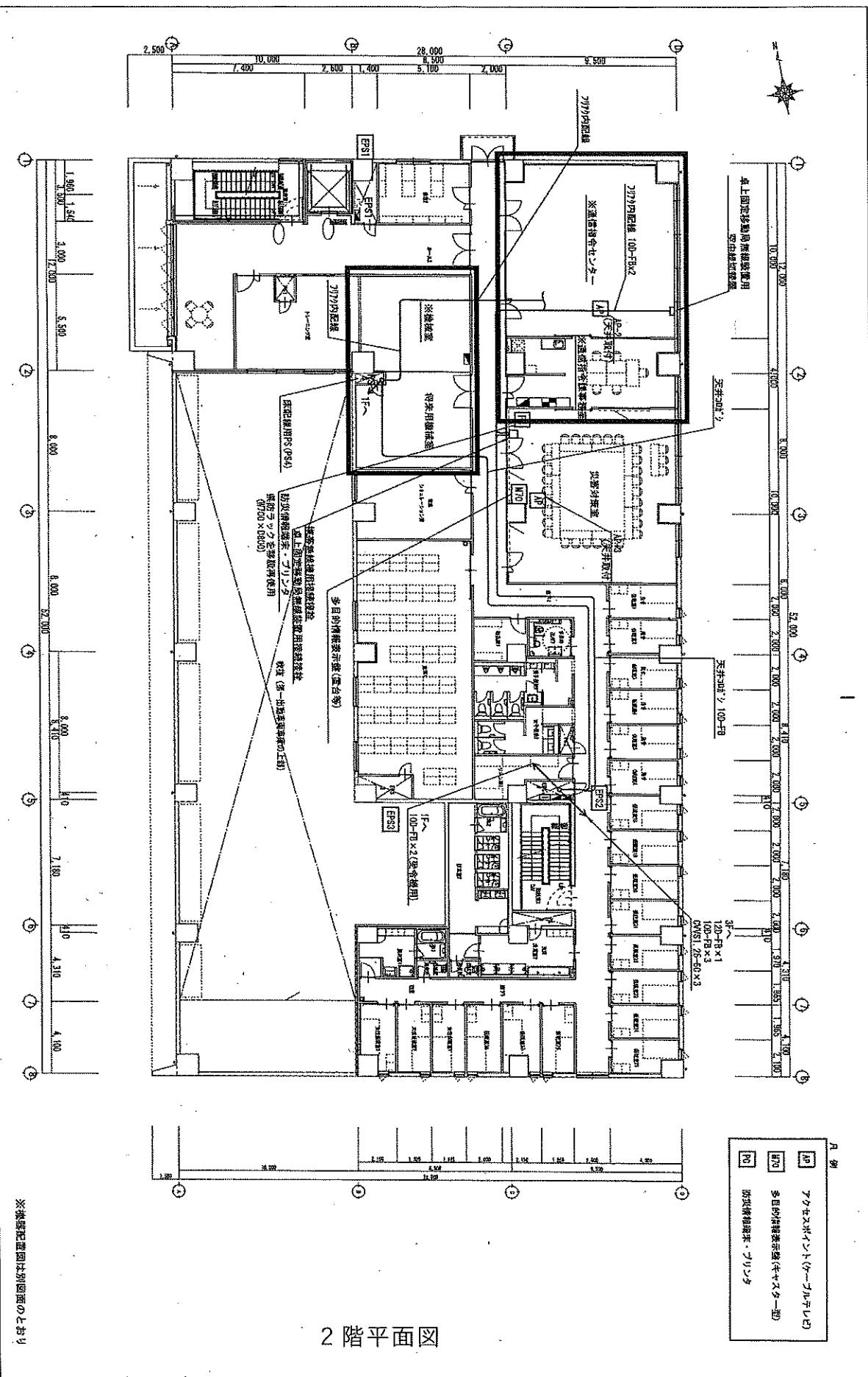
工事名 高機能消防指令センター整備工事

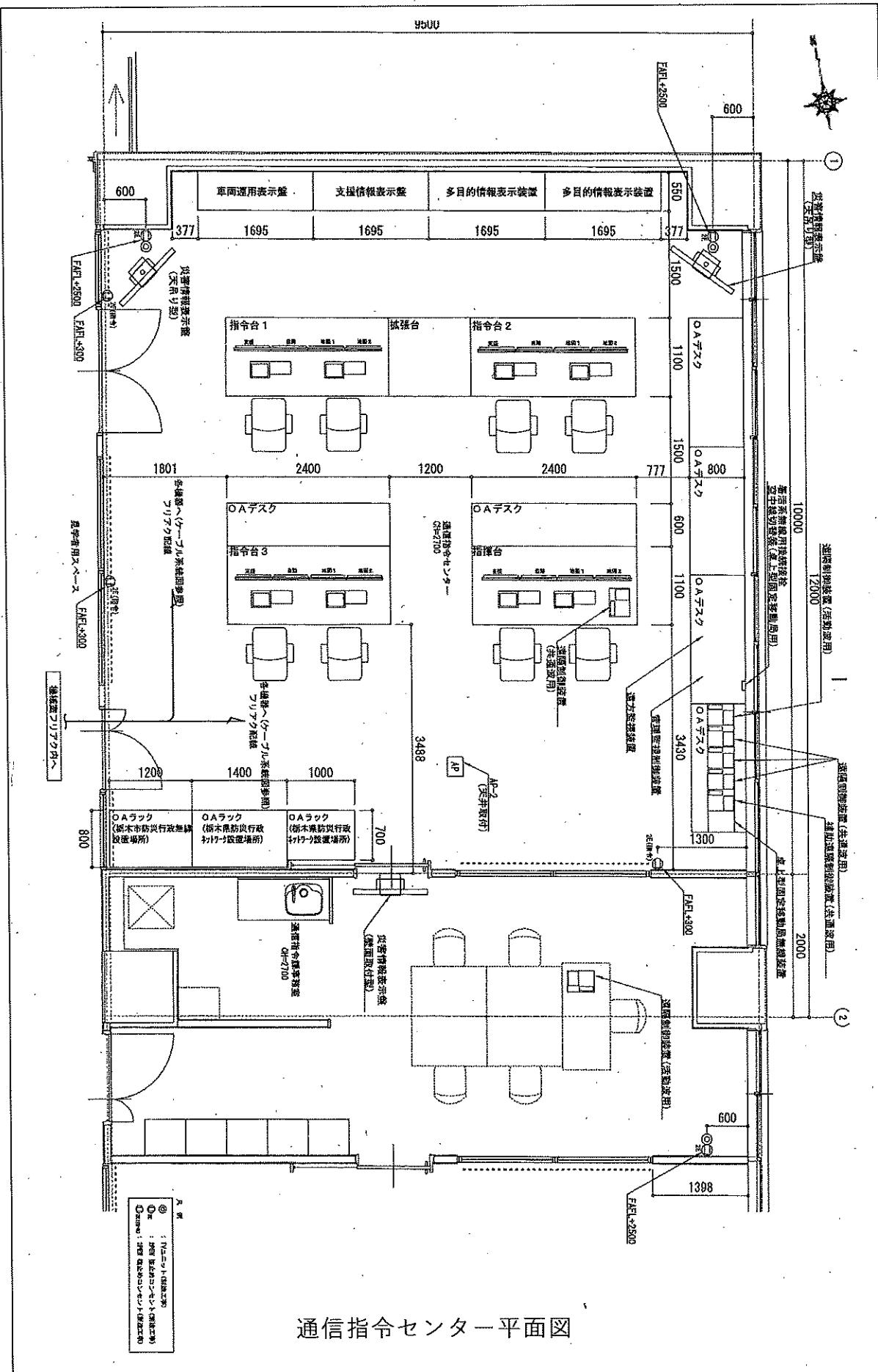
工事場所 栃木市平柳町1丁目地内外

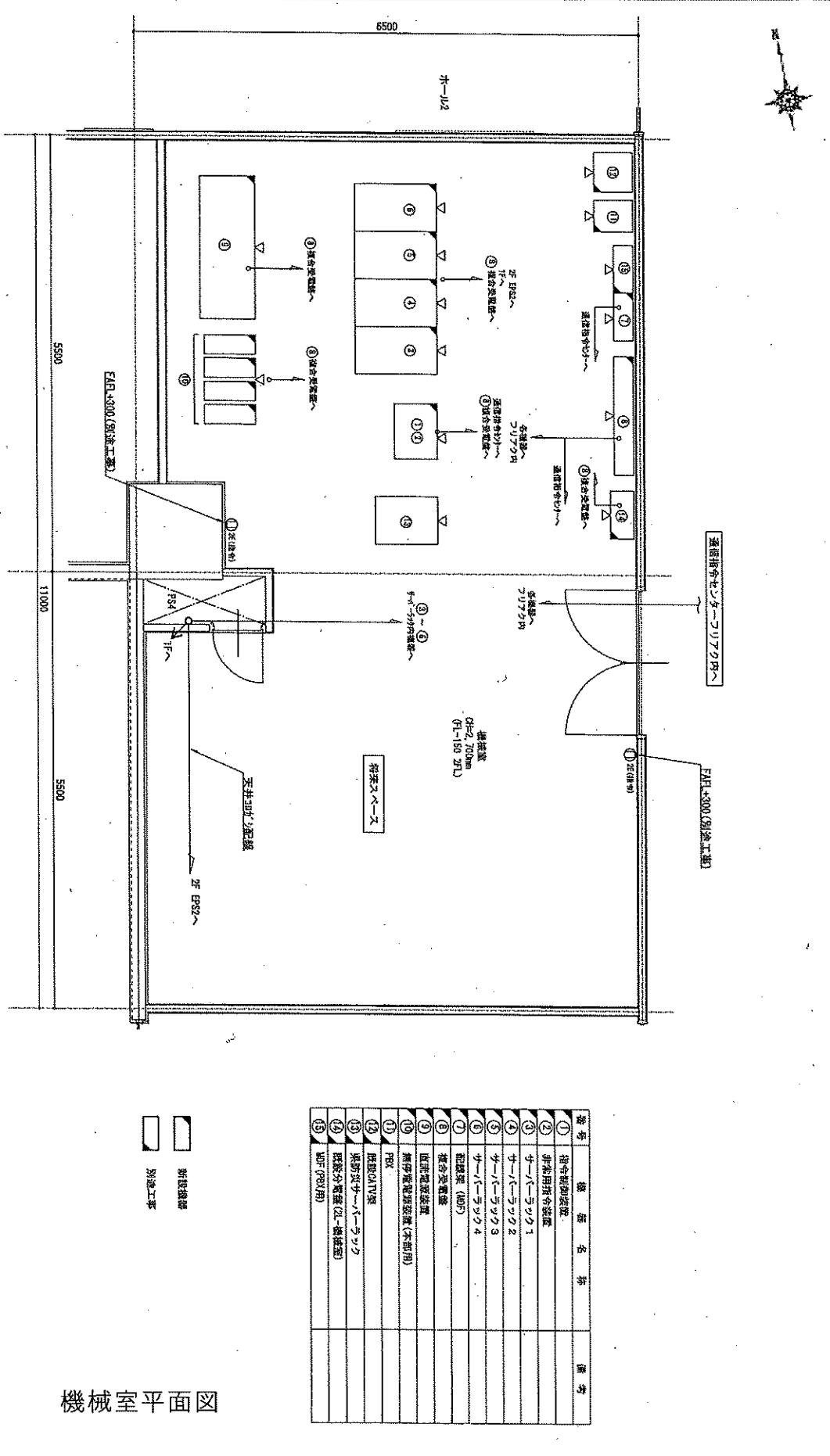
工事概要 電気通信

消防指令システム

消防デジタル無線







機械室平面図

(総務人事課)

議案第 72 号

## 公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて

### 提案理由

公平委員会委員 3 名のうち、渋川孝夫氏から令和 5 年 3 月 30 日をもって辞職したい旨の申し出があり、これを承認したので、後任委員として増子孝徳氏を選任することについて、議会の同意を求めるもの。

### [参考条文]

地方公務員法抜粋

(人事委員会又は公平委員会の委員)

#### 第 9 条の 2 略

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3 以下略

増 子 孝 徳 氏 の 略 歴

住 所 宇都宮市大通り 2 丁目 3 番 1 号

生年月日 昭和 43 年 4 月 6 日

[REDACTED]

[REDACTED]  
[REDACTED]

[REDACTED]  
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]  
[REDACTED]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

## 栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかならだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

